

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日)

目次

◇告示 遊漁規則の認可(水産課)

告示

鳥取県告示第九百八十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十九条第一項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を平成五年九月一日次のとおり認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西尾邑 次

一

漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合
八頭郡河原町大字長瀬三四一五

2 共同漁業権内其第一号
漁業権の免許番号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、千代川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場(以下において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水生動物(あゆ、こい、にじます、やませ、あまご(陸海性あまごを含む。)及びいわなをいう。以下一から三までにおいて同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関する必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
(2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁の対象とする水生動物、漁具、漁法、漁場区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならないものとすること。
- (3) 組合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁以外の遊漁について(1)による申請があったときは、当該遊漁

の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下一において同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4)

遊漁者は、(1)の承認を受けたときは、直ちに(1)の遊漁料を(4)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

(3) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り

イ やす

ウ 徒手採捕

エ たも網

オ 投網

カ 鵜川

キ 四つ手網

ク 川舟

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行つてはならないものとすること。

| 漁具又は漁法 | 統数又は規模 |
|--------|------------------|
| や す | 人力以外の動力を使用しないこと。 |

四 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならないものとすること。

| 川 舟 | 四つ手網 | たも網 |
|--------|-----------------------|-------------------------------------|
| 鵜川 | 一人一統とし、従事者は六人以内とすること。 | 網目は五ミリメートル以上とし、網口の最大経は一メートル以下とすること。 |

| 魚種 | 期間 | 間 |
|--|-----------------------------------|---|
| あ ゆ | 六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで | |
| こ い | 一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで | |
| にじます、やまめ、あ まご。(降海性あまごを まく。)及びいわな | 三月一日から九月三十日まで | |
| 降海性あまご | 一月一日から五月三十一日まで | |

(五)

禁止区域

四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならないものとすること。

| 禁 止 区 域 | 禁 止 期 間 |
|--|---|
| 八頭郡智頭町大字市瀬字島巣のかんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域 | 八頭郡河原町大字曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域 |
| 八頭郡智頭町大字市瀬字閑屋のかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流四十メートルの区域 | 八頭郡河原町大字片山のかんがい用えん堤上流端から上流五百三十五メートルの区域の間 |
| 八頭郡用瀬町大字安藏のかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域 | 鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流二百七十メートルの地点と上流五百三十五メートルの地点の間 |
| 八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域 | 八頭郡河原町大字片山のかんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域 |
| 八頭郡八東町大字島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域 | 鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域 |
| 八頭郡八東町大字安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流五十メートル、下流百メートルの区域 | 鳥取市秋里の潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域 |

一月一日から
十二月三十一日まで

(六)

全長制限

こい、にじます、やまめ、あまご（降海性あまごを含む。）及びいわなについては、全長十五センチメートル以下のものは、これを採捕してはならないものとすること。

- (七) 遊漁料の額
- 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

| | | |
|----------------|-----------------|---------------|
| 二月一日から五月三十一日まで | 九月二十六日から十一月十日まで | 四月一日から六月三十日まで |
|----------------|-----------------|---------------|

| 漁具又は漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|---|------------------|------------------------------|
| さお釣り、手釣り、やす、徒手 採捕及びたも網(以下一において て「さお釣り等」という。) | 年 間 | 五、〇〇〇円 |
| 投網(さお釣り等を併用する場 合を含む。) | 一日限り | 三、〇〇〇円 |
| 鵜川 | 年 間 | 八、〇〇〇円 |
| 四つ手網 | 年 間 | 五〇、〇〇〇円 |
| 川舟 | 年 間 | 百八十三セント 一トルドラム未満 五百〇〇円 |
| | 一隻につき 三〇、〇〇〇円 | 百八十三セント 八、四方以上 〇〇〇円 |
| (1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者がさお釣り等の漁具 又は漁法による遊漁をする場合の遊漁料は、同表の下欄に定める とおりとするものとすること。 | 遊 漁 料 | |
| 区 分 | 遊 漁 料 | |
| 中学生 | 年 間 | 一、〇〇〇円 |
| 小学生以下の者及び七十歳以上の者 | 無 料 | |
| 身体障害者(手帳所持者に限る。) | 年 間 | 一、五〇〇円 |

(1)及び(2)にかかわらず、(八)(2)の方法により納付するときは、
(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとすること。

(2)

(1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者がさお釣り等の漁具
又は漁法による遊漁をする場合の遊漁料は、同表の下欄に定める
とおりとするものとすること。

(八)

遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(八頭郡河原町大字長瀬

三四一五)又は別に公示する場所において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかわらず、遊漁料は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

(九)

遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(二)(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下一において「承認証」という。)を交付するものとする

(2) (1)にかかわらず、遊漁を承認します。

表

| No | |
|-----------------|----------|
| 遊漁承認証 | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | |
| 遊漁者 | 住所 |
| | 氏名 年令 |
| 承認期間 | |
| 魚種 | |
| 漁具漁法 | |
| 遊漁区域 | |
| 発行年月日 | |
| 発行者 | |
| 千代川漁業協同組合 | |

裏

注意事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
- (2) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (3) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。
- (4) 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。
- (3) 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならないものとすること。

(2) 漁場監視員

- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うこと

ができるものとすること。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

| |
|----|
| 住所 |
| 氏名 |
| 年令 |

有効期間

発行年月日

発行者

千代川漁業協同組合



四

裏

注意事項

(2) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるも

のとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。

4 遊漁規則の施行の日

平成五年九月一日

二一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市大平町一〇三一一

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、天神川漁業協同組合（以下二において「組合」という。）が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下二において「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下二において「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において、さお釣り又はたも網（以下二において「さお釣等」という。）によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ七の(1)又は(2)の遊漁料を組合に納付しなければならないものとすること。

(2) 游漁の区域内において、さお釣等以外の漁具又は漁法によつて遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物、

漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならないものとすること。

(3) 組合は、(2)による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、当該申請を承認するものとすること。

(4) (2)の承認を受けた者は、直ちに(4)の遊漁料を組合に納付しなければならないものとすること。

(三) 漁具又は漁法の制限

次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内でなければ行つてはならないものとすること。

| 漁具又は漁法 | 規 | 模 |
|--------|-----------------------|---|
| 投 網 | 網目は「一センチメートル以上」とすること。 | |
| 川 舟 | 無動力船に限ること。 | |

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならないものとすること。

| 魚 種 | 期 間 |
|--------------------------------|---------------|
| にじます、やまめ、あまご。(降海性あまごを除く。)及びいわな | 三月一日から九月三十日まで |

| 漁法 | 禁 止 区 域 | 六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで | あ ゆ |
|--|---|-----------------------------------|--------|
| 小鹿川（その支流を含む。）の区域 | 加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域 | 一月一日から五月三十一日まで | こ い |
| 小鹿川（その支流を含む。）の区域 | 福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域 | 一月一日から五月三十一日まで | 降海性あまご |
| (4) | | | |
| (1) 禁止区域 | | | |
| (4)にかかわらず、次の表に掲げる区域内においては、遊漁を行つてはならないものとすること。 | | | |
| | | | |
| (2) | | | |
| 次の表の上欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる区域においては、行つてはならないものとすること。 | | | |

| 投 網 | 漁 法 |
|---|------------------|
| 小鴨川（その支流を含む。）のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋から上流の区域 | 小鹿川（その支流を含む。）の区域 |
| 福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域 | 加谷川（その支流を含む。）の区域 |
| (5) | |
| (1) 全長制限 | |
| (1) さお釣等によるあゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（降海性あまごを含む。）及びいわなによる遊漁をする場合の遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市大平町一〇三一二）又は別に公示する場所において納付するときには次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときにはそ | |

- (7)** 遊漁料の額及び納付方法
- (1) さお釣等によるあゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（降海性あまごを含む。）及びいわなによる遊漁をする場合の遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市大平町一〇三一二）又は別に公示する場所において納付するときには次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときにはそ

| 遊漁の内容 | 遊漁料 |
|---------------------|---|
| 網あゆ・こい投 | 一隻につき 年間 五〇、〇〇〇円 |
| あゆ川舟 | 年間 三〇、〇〇〇円 |
| あゆ 鵜川 | 年間 五〇、〇〇〇円 |
| 一隻につき 年間 五〇、〇〇〇円 | 摘要 要 者は、一人一統とし、従事 ることは、四人以内とす る場合を含む。 |

(3)

(2)の承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表のとおりとするものとすること。

| 小学生以下の者及び七十五歳以上の者 | 年間 一、五〇〇円 |
|-------------------|-----------|
| 中学生 | 年間 一、〇〇〇円 |
| 身体障害者(手帳所持者に限る。) | 無 料 |

(2)

(1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者が(1)の遊漁をする場合の遊漁料は、同表の下欄に定めるとおりとするものとすること。

| 年間 | 遊漁料 |
|------|--------|
| 一日限り | 三、〇〇〇円 |

(八)

(4) (3)の遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所において納付するものとすること。
遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(4)の(1)又は(2)の遊漁料の納付を受けたとき又は(1)の(2)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下二において「承認証」という。)を交付するものとすること。

表

| No. | | |
|-----------------|-----------|--|
| 遊漁承認証 | | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | |
| 記 | | |
| 遊漁者 | (住所) | |
| | (氏名) (年令) | |
| 承認期間 | | |
| 魚種 | | |
| 漁具漁法 | | |
| 遊漁区域 | | |
| 遊漁料 | | |

発行者 天神川漁業協同組合 団

やす 年間 五、〇〇〇円
さお釣りを併用する場合を含む。

裏

注意事項

(2)

遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。

(3)

承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。

(4)

遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。

(4)

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、遊漁に際し、遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

(4)

漁場監視員

(1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

4

遊漁規則の施行の日

裏

注意事項

(4) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻はないものとすること。

表

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

(氏名)

(年令)

(住所)

有効期間

発行者

天神川漁業協同組合 印

平成五年九月一日
漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三三三一

2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第三号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、日野川水系漁業協同組合（以下三において「組合」という。）が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下三において「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物の採捕（以下三において「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
- (2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、徒手採捕、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁の対象とする水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならないものとすること。
- (3) 組合は、さお釣り、手釣り、徒手採捕、たも網又は投網による遊漁以外の遊漁について(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊

漁者（(1)の承認を受けた者をいう。以下三において同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに(1)の遊漁料を(4)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

(三) 漁具又は漁法の制限

- (1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は、行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り
イ 徒手採捕
エ 投網
ウ たも網
オ 地びき網
カ 張り網
キ 川舟

ク いかだ（これに類するものを含む。以下三において同じ。）

- (2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる規模の範囲内において、同表の下欄に掲げる期間内ではなければ行つてはならないものとすること。

| 漁具又は漁法 | 規 | 模 | 期 | 間 |
|---------------------|---|---|---|---|
| たも網 | | | | |
| 網目は二センチメートル以上とすること。 | | | | |
| 一月一日から十二月三十日まで | | | | |

| | | |
|------|-----------------------|-------------------|
| 投網 | 網目は二センチメートル以上とすること。 | 一月一日から十二月三十日まで |
| 張り網 | 網目は六センチメートル以上とすること。 | 十一月一日から翌年三月三十一日まで |
| 地引き網 | 網目は六センチメートル以上とすること。 | 十一月一日から翌年三月三十一日まで |
| 川舟 | 総トン数が一トン以下の無動力船に限ること。 | 八月一日から翌年六月三十日まで |
| いかだ | | 八月一日から翌年六月三十日まで |

(3) 次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。）以外の方法により行つてはならないものとすること。

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

| | | |
|----|--------|-----------------------------------|
| 魚種 | あゆ | 六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで |
| 魚種 | 降海性あまご | 三月一日から九月三十日まで |

(五)

四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それ同表の下欄に掲げる期間内は、遊漁を行つてはならないものとすること。

| 禁止区域 | 禁 止 区 域 | 禁 止 期 間 |
|---|--|----------------|
| 日野郡日南町生山の生山橋上流端から四百メートル下流の日南橋下流端までの区域 | 日野郡日南町生山の生山橋上流端から四百メートル下流の日南橋下流端までの区域 | 六月一日から八月三十一日まで |
| 日野郡日野町黒坂の中央橋上流端から二千四百メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域 | 日野郡日野町黒坂の中央橋上流端から二千四百メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域 | 六月一日から八月三十一日まで |
| 西伯郡岸本町岸本の蚊屋井手第一水門下流端までの区域 | 日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流十八メートル、下流三百六十メートルの区域 | 六月一日から九月二十五日まで |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| 西伯郡岸本町吉定のかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流三十メートル、下流百五十メートルの区域 | 米子市古豊千の米川えん堤(米子市観音寺側を含む。)上流端から上流三十六メートル、下流三百六十メートルの区域 | 米子市上流端から上流三十六メートル、下流三百六十メートルの区域 |
| 五月一日から五月三十一日まで | 二月一日から六月三十日まで及び九月十二日から十一月十日まで | 二月一日から六月三十日まで |

(八)

全長制限

こい、にじます、やまめ、あまご(降海性あまごを含む。)及びいわなについては、全長十五センチメートル以下の中ものは、これを採捕してはならないものとすること。

遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

| 漁具又は漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|----------------------|------|--------|
| さお釣り及び手釣り | 年間 | 五、〇〇〇円 |
| 徒手採捕、たも網及び投網(さ合を含む。) | 一日限り | 三、〇〇〇円 |

(九)

遊漁料の額

(1)

さお釣り、手釣り、たも網又は投網による遊漁をする場合の遊漁料は、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党三三三一)又は別に公示する場所において、その他の場合の遊漁料は、当該事務所において納付しなければならないものとすること。

(2) 遊漁料の納付方法

(1) さお釣り、手釣り、たも網又は投網による遊漁をする場合の遊漁料は、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党三三三一)又は別に公示する場所において、その他の場合の遊漁料は、当該事務所において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかわらず、遊漁料は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

(3) 遊漁承認証に関する事項

(1)

組合は、(2)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認

| 川舟及びいかだ | 年間 | 五〇、〇〇〇円 |
|---------|----|--------------|
| 中学生 | 年間 | 一隻につき三〇、〇〇〇円 |

(2) (1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者がさお釣り又は手釣りによる遊漁をする場合の遊漁料は、同表の下欄に定めるとおりとするものとすること。

証(以下三において「承認証」という。)を交付するものとすること。

表

| No. | | 禁漁具漁法 | |
|----------------------|----|-------|--|
| 遊漁承認証 | | | |
| 下記のとおり遊漁を承認する。 | | | |
| 記 | | | |
| 遊漁者 | 住所 | | |
| | 氏名 | 年令() | |
| 承認期間 | | | |
| 魚種 | | | |
| 漁具漁法 | | | |
| 遊漁料 | | | |
| 発行者 日野川水系漁業協同組合 團 | | | |

裏

| 注意事項 | |
|------------|---|
| 取扱者 | 印 |
| | |
| 平成 年 月 日発行 | |

- (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、承認証を提示しなければならないものとすること。
- 遊漁に際し守るべき事項

表

| 漁場監視員証 | |
|---------------------------|----|
| 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 | |
| 氏名 | 年令 |
| 住所 | |
| 有効期間 | |
| 発行者 日野川水系漁業協同組合 | |

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。
- (3) 遊漁者は、別に公示する区域においては、川底をかくはんしてはならないものとすること。
- (4) 漁場監視員

- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、ができるものとすること。

漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

(二) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはないものとすること。

4 遊漁規則の施行の日

平成五年九月一日

3 漁業権の名称及び住所

湖山池漁業協同組合

鳥取市湖山町南一丁目九六九一五

2 共同漁業権内共第四号

遊漁規則の内容

(一) この規則は、湖山池漁業協同組合（以下四において「組合」とい

注 意 事 項

| 裏 | |
|---|---|
| 4 | 1 |
| 2 | 3 |

う。)が免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場(以下四において「漁場」という。)の区域において、組合以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下四において同じ。)の採捕(以下四において「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。

(2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとすること。

(3) 組合は、(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下四において同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに(1)の遊漁料を(1)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。ただし、鳥取市に住所を有する者については、この限りでないものとすること。

(三) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア サお釣り及び手釣り

イ たも網

ウ 徒手採捕

(2) (1)に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとすること。

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

| 魚種 | 期間 |
|--------|------------------|
| こい及びふな | 七月十六日から翌年五月十四日まで |
| しらうお | 五月一日から翌年四月十日まで |

(五)

次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、遊漁を行つてはならないものとすること。

| 禁止区域 | 禁止区域 | 禁止期間 |
|---|----------------------------------|-----------------|
| 鳥取市金沢の長柄川河口から上流五百メートル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五十メートルの間の冲合百メートルの区域 | 鳥取市金沢の忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線から西側の区域 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 石がま | 石がまの周辺十八メートルの区域 | 十月一日から十一月三十一日まで |

(六) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

| 魚種 | 大きさ |
|------|----------------|
| こい | 全長十五センチメートル以下 |
| うなぎ | 全長三十センチメートル以下 |
| 一日限り | 一、〇〇〇円 100円 |

(七) 遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

| 区 | 分 | 遊漁料 |
|---|----|---------------|
| 中学生以下の者及び七十歳以上の者 (高校生及び身体障害者(手帳所持者に 限る。)) | 無料 | 年間 (1)の二分の一の額 |

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(八)の(2)の方法により納付するときは、

(2) (1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者が遊漁をする場合の遊漁料は、同表の下欄に定めるとおりとするものとすること。

(1) 及び(2)の額に一〇〇円を付加して得た額を納付しなければならないものとすること。

(八) 遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、組合の事務において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかわらず、遊漁料は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

(九) 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(2)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下四において「承認証」という。)を交付するものとする。

表

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認する。

| | |
|-----|-------|
| 遊漁者 | 住所 |
| | 氏名 年令 |

承認期間

魚種

漁具漁法

遊漁区域

遊漁料

発行年月日

発行者

湖山池漁業協同組合 ㊞

裏

注意事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
- (2) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (3) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、承認証を提示しなければならないものとすること。
- (4) 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

(1) 游漁監視員

- (1) 游漁監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。

- (2) 渔場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

4

遊漁規則の施行の日

違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはないものとすること。

裏

表

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所

氏名

年令

有効期間

発行年月日

発行者

湖山池漁業協同組合

平成五年九月一日
五 1 漁業権者の名称及び住所
東郷湖漁業協同組合

東伯郡羽合町大字上浅津二二三一〇

2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第五号

3 遊漁規則の内容
① 目的

この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、ぼら、せいご、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

(1) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
- (2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとすること。
- (3) 組合は(1)による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊漁者（(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに(1)の遊漁料を(4)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。ただし、投網以外の漁具又は漁法によつて遊漁をする者で、倉吉市、東郷町、羽合町、北条町、大栄町、三朝町及び泊村に住所を有するものについては、この限りでないものとすること。

(3) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は、行つてはならないものとすること。

ア サお釣り及び手釣り
イ タモ網

ウ 投網

エ 徒手採捕

(2) (1)に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとすること。

(4) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

| 魚種 | 期間 |
|--------------|-------------------------------------|
| こい及びふな | 七月十六日から翌年五月十四日まで |
| わかさぎ しらうお | 十月一日から翌年四月三十日まで 十一月一日から翌年四月三十日まで |

(五)

禁止区域

四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、遊漁を行つてはならないものとすること。

| 禁 止 区 域 | 禁 止 期 間 |
|---|------------------|
| 東伯郡東郷町の東郷川河口から上流百八十メートルの区域 池尻右岸) と同地点から二百七十六度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(六)

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

| 魚 種 | 大 き さ |
|-------------|---------------|
| う な ぎ | 全長十五センチメートル以下 |

(七) 遊漁料の額
(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

(2) (1)にかかわらず、次の(2)の方法により納付するときは、
(1)及び(2)の額にその一割を附加して得た額を納付しなければならないものとすること。

(八) 遊漁料の納付方法

- (1) 遊漁料は、組合の事務所において納付しなければならないものとすること。
(2) (1)にかかわらず、遊漁料は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

(九) 遊漁承認証に関する事項

| 漁具又は漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|--------------------|--------|-------------|
| さお釣り、手釣り、たも網及び徒手採捕 | 年 間 | 三、〇〇〇円 |
| | 一日限り | 一、〇〇〇円 |
| 投網 | 年 間 | 一〇、〇〇〇円 |

| 区 | 分 | 遊 漁 料 |
|---------------------------|----|-------------|
| 中学生以下の者及び七十歳 以上の者 | 無 | 料 |
| 高校生及び身体障害者(手帳所持者に 限る。) | 年間 | (1)の二分の一の額 |

(1) 組合は、(2)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとすること。

表

| | | |
|-----------------|------------|----|
| 遊漁承認証 | | |
| 下記のとおり遊漁を承認する | | |
| 遊漁者 | 住所 | 年齢 |
| | 氏名 | |
| 承認期間 | 自 平成 年 月 日 | |
| | 至 平成 年 月 日 | |
| 魚種 | | |
| 漁具漁法 | | |
| 遊漁料 | | |
| 交付年月日 | | |
| 発行者 東郷湖漁業協同組合 ㊞ | | |

- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
 (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
 (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。

(4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。

④ 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

(5) 漁場監視員

(1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表

| | |
|-------------------------|----|
| 漁場監視員証 | |
| 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。 | |
| 住所 | |
| | 氏名 |
| 有効期間 | |
| 発行年月日 | |
| 発行者 東郷湖漁業協同組合 ㊞ | |

4

(四)

違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとすること。

遊漁規則の施行の日
平成五年九月一日

裏

注意事項